

資料編

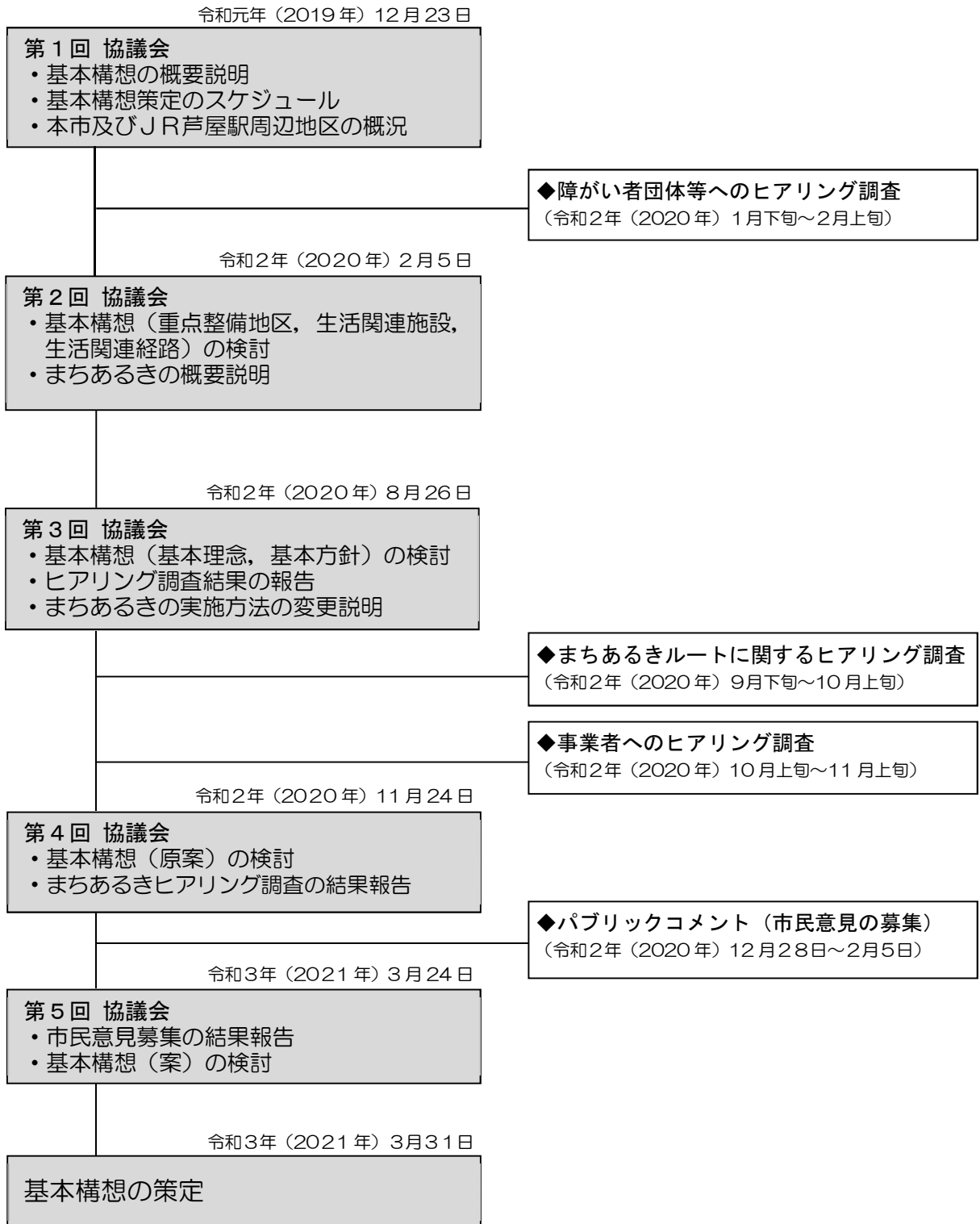
目 次

1. 芦屋市バリアフリー基本構想（JR芦屋駅周辺地区）策定の経緯	資料-1
（1）策定経過	資料-1
（2）芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱	資料-2
（3）芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会委員	資料-3
（4）芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会の開催状況	資料-4
（5）市民意見募集（パブリックコメント）	資料-4
2. 障がい者団体等へのヒアリング調査	資料-8
（1）調査概要	資料-8
（2）調査結果	資料-9
（3）調査結果を受けて	資料-12
3. まちあるきルートに関するヒアリング調査	資料-13
（1）調査概要	資料-13
（2）調査結果	資料-19
4. 用語解説	資料-24

1. 芦屋市バリアフリー基本構想（JR芦屋駅周辺地区）策定の経緯

(1) 策定経過

本構想の策定にあたっては、芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会での審議やヒアリング調査などを行いました。



(2) 芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(目的)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づき、バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)の作成に関する協議を行うため、芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 高齢者団体及び障がい者団体の代表者等
- (4) 交通事業者
- (5) 兵庫県公安委員会
- (6) 国、県及び市の道路管理者
- (7) 市職員及び関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、基本構想が策定されるまでの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。なお、初回の会議のみ、市長が招集するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(代理出席)

第6条 第2条第2項第4号から第7号までの委員は、その所属する機関の職員等を代理人として出席させることができる。

2 前項の規定により代理人を出席させようとするときは、会議開催前までに代理人の職及び氏名を明記した委任状を会長に提出し、承認を得なければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、交通バリアフリーに関する事務を所掌する課が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

(3) 芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会委員

【委員名簿】

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学 識 経 験 者	大 塚 毅 彦	明石工業高等専門学校 建築学科 教授	会 長
	石 塚 裕 子	大阪大学大学院 人間科学研究科 特任講師	副会長
市 民 委 員	賀 集 律 子	市民委員	
	川 根 教 子	市民委員	
高 齢 者 団 体 及 び 障 が い 者 団 体 の 代 表 者 等	大 嶋 三 郎	老人クラブ連合会 会長	
	朝 倉 己 作	NPO法人芦屋市手をつなぐ育成会 理事長	
	能 瀬 仁 美	芦屋市身体障害児者父母の会 副会長	
	七 村 千 里 男	芦屋市身体障害者福祉協会 副会長	
交 通 事 業 者	中 島 洋 子	芦屋家族会 役員	
	高 見 豊	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部 企画課地域共生室 室長	
兵 庫 県 公 安 委 員 会	吉 岡 徹 郎	阪急バス株式会社自動車事業部 営業企画部業務課長	
	泉 慶 治	兵庫県芦屋警察署 交通課長	
国, 県, 及 び 市 の 道 路 管 理 者	竹 井 宏 和	国土交通省近畿地方整備局 兵庫国道事務所総括保全対策官	
	木 田 泰 稔	兵庫県阪神南県民センター 西宮土木事務所副所長	
	辻 正 彦	芦屋市 都市建設部長	
市 職 員	安 達 昌 宏	芦屋市 福祉部長	

<令和3年3月末時点, 敬称略>

(4) 芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会の開催状況

	開催日	主な協議内容
1	令和元年（2019年） 12月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー基本構想とは ・JR芦屋駅周辺地区におけるバリアフリー基本構想について ・基本構想策定のスケジュール ・本市及びJR芦屋駅周辺地区の概況
2	令和2年（2020年） 2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー基本構想について ・まちあるきについて
3	令和2年（2020年） 8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想策定スケジュール ・基本構想策定協議会の意見整理 ・基本理念（案）と基本方針（案）の検討 ・これまでの取り組み ・ヒアリング調査の結果報告 ・まちあるきの実施方法の変更
4	令和2年（2020年） 11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想策定スケジュールについて ・まちあるきヒアリング調査について ・基本構想（原案）について
5	令和3年（2021年） 3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見募集の結果報告 ・基本構想（案）について

(5) 市民意見募集（パブリックコメント）

令和2年12月28日から令和3年2月5日までの期間において、「芦屋市バリアフリー基本構想（JR芦屋駅周辺地区）（原案）」について、市民意見の募集を行いました。

その結果、合計7人から11件のご意見をいただきました。

① 市民意見募集の実施状況

意見募集期間	令和2年12月28日～令和3年2月5日
閲覧場所	市ホームページ、市役所（東館2階都市整備課、北館1階行政情報コーナー）、ラポルテ市民サービスコーナー、市民センター（公民館図書室）、図書館本館、保健福祉センター、市民活動センター（リードあしや）、潮芦屋交流センター
意見の提出方法	都市整備課に持参（平日・執務時間内）、郵送、ファックス・ホームページ上の意見募集専用フォーム、Eメール
周知の方法	市広報紙1月15日号や市ホームページ等に掲載

② 意見の提出件数 7人11件

③ 提出された意見とそれに対する市の考え方

- ・意見を受けて原案に追加するもの又はその内容を修正するもの 0件（取扱区分A）
- ・事業を実施する段階で意見の内容を考慮するもの 3件（取扱区分B）
- ・意見の内容を考慮済みのもの 0件（取扱区分C）
- ・意見に対する説明や回答を行うもの 8件（取扱区分D）

●原案の全体に関する意見

番号	市民意見	取扱区分	市の考え方
①	<p>バリアフリー基本構想（原案）に賛成します。</p> <p>わが国においては西暦 2025 年以降、団塊の世代が全員 75 歳以上の後期高齢者となります。芦屋市においても、同年の高齢化率は全国平均 30.0%を上回り 31.6%と予想されています。このような状況においては速やかに社会資本整備の推進が必要です。令和 8 年度末事業完了を目指している、市街地再開発事業と一体となって取り組むことが重要です。</p>	D	<p>J R 芦屋駅南側は、特にバリアフリー化に関する整備が不十分な箇所が見受けられるため、重点的・一体的な取組を行うことが都市機能の増進を図るうえでも有効だと考えており、市街地再開発事業の推進とともにバリアフリー整備に向けた取組を進めてまいります。</p>

●個別の取組に関する意見

◇生活関連施設や生活関連経路等に関するヒアリング調査

番号	市民意見	取扱区分	市の考え方
②	<p>まちあるき 3 コース及びヒアリングに参加したが、本来は、まちあるき終了後、参加者による「ワークショップ」を開催し参加者の話し合いにより、意見を集約する事が必要です。（新型コロナウイルス対策を講じた上開催は可能）</p>	D	<p>当初は「ワークショップ」を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、1つの部屋等に集まったうえでの意見交換ではなく、その代替案として個別のまちあるきやヒアリング調査を実施しました。</p>

◇道路特定事業

番号	市民意見	取扱区分	市の考え方
③	<p>J R 芦屋駅南側の市道 358 号線の両側歩道は、幅が 1 メートル前後の狭い歩道です。南側歩道は狭いうえに、再開発地域とされている東西約 100 メートルの範囲に 4 本の電柱が立っており、安心して歩行できません。車道と歩道の段差の解消も必要です。</p>	B	<p>市道 358 号線について、「両側歩道が狭いこと」や「車道と歩道の段差があること」などの課題について認識しており、本構想において当該課題を明記するとともに、その改善を図ります。</p>
④	<p>「道路特定事業」に表があって、その冒頭Aとして「国道 2 号」は「おおむねバリアフリー化されています」と記載されているのに、「国道 43 号」については記載がない。精道歩道橋にエレベーターが設置されたが、それ以外の改善はなく、「国道 43 号」は高齢者、</p>	D	<p>バリアフリー基本構想は、徒歩圏内にあり、不特定多数のかたが利用する施設を中心に対象区域を定め、その区域ごとの優先的なバリアフリー整備の推進を目的としております。</p> <p>本構想は、J R 芦屋駅を中心と</p>

	障がい者，乳幼児はじめ，人にとっては「バリア」そのものだ。具体的な「検討課題」としての記述すらないとは理解に苦しむ。事業の実施主体が国であるにしても，計画に明記すべきと考える。	して，通常徒歩で移動することが想定される区域を対象としているため，国道 43 号については，今回その対象とはしていません。 なお，本構想の対象区域以外のバリアフリー整備については，周辺状況や道路状況等を考慮し，必要に応じて検討してまいります。
--	--	--

◇市街地再開発事業に関連する特定事業

番号	市民意見	取扱区分	市の考え方
⑤	J R 南口に歩道橋（スロープ）を作 って欲しい。	B	J R 芦屋駅南側では，重点的・ 一体的なバリアフリー化に関す る取組を進めてまいります。その 取組の中で，歩行者用通路（ペデ ストリアンデッキ）を整備し，バ リアフリー化された歩行者動線 を確保する予定です。
⑥	J R 南口に歩道橋をつけて欲しい。		
⑦	再開発事業を「芦屋発展の種」「芦 屋成長の芽」にしてください。阪神間 からたくさんの方が来訪する商業施設 や再開発ビルの屋上に緑豊かな無料開 放の都市公園を整備するなど，「賑わ い」「憩い」をキーワードに活性化し て欲しい。	D	J R 芦屋駅南側では，重点的・ 一体的なバリアフリー化に関す る取組を再開発事業等により，進 めてまいります。その事業では， 「賑わい」に加え，「憩い」の創 出に向けた取組についても検討 してまいります。
⑧	市議会で J R 芦屋駅南地区再開発計 画が行き詰ってしまった。本構想は， そのサブタイトルからして，この再開 発計画を前提にしていると思われる が，いかが対応されるのか？	D	J R 芦屋駅南側は，特にバリア フリー化に関する整備が不十分 な箇所が見受けられるため，本構 想を策定することにより，優先的 に J R 芦屋駅周辺地区のバリア フリー整備を図るものです。
⑨	<p>昨年の 12 月議会で，J R 芦屋駅南地 区再開発事業は，市当局から約 34 億円 の事業予算縮減の見直し案が提出され ましたが，自民・公明・B E A S H I Y A 議員の反対により事実上の白紙 状態にもどりました。今回のパブリッ クコメントは，J R 芦屋駅南地区再開 発事業を前提にしています。こうした 再開発事業が振り出しに戻った状態 では，「市民意見」の出しようがあり ませんし，市としてもパブリックコメ ントの結果を踏まえた案を提案しよ うがないのではないのでしょうか。ど のように対応されるのでしょうか。</p> <p>J R 芦屋駅南地区再開発事業は，駅 や駅周辺の道路等のバリアフリー化 事業として大きな意味を持っているこ をもっと市民に知らせ，市民の合意形 成に努力することが必要です。</p> <p>J R 芦屋駅は 1 日の平均利用者数が 56,000 人で，市内で最も利用者数 が多く，また J R 線以南に芦屋市人口の</p>		<p>バリアフリー化に関する取組 は，重点的・一体的に進めるこ とが有効であるため，J R 芦屋駅南 側については，再開発事業等によ り，この取組を進めてまいりま す。</p> <p>事業の実施にあたっては，J R 芦屋駅や駅周辺の道路等のバ リアフリー化事業の必要性等につ いて周知を図るとともに，事業の 必要性について，議会を含め，市 民の皆さまのご理解とご協力を 得られるよう，今後も説明を尽く してまいります。</p>

	63%が住んでいます。芦屋市の玄関口ともいえるJR駅周辺が、市民や訪れる人にやさしい地域となるために、バリアフリー化を進めるべきです。		
--	---	--	--

●その他

番号	市民意見	取扱区分	市の考え方
⑩	モンテメールの駐車場(南側)とJR芦屋駅のコンコースと歩道で繋ぐと便利になるでしょう。駐車場の利用者が減ってきて、見直しが必要になっていると思う。	D	現状でも営業日につきましては、午前10時から午後10時の間は、連絡橋で駐車場とモンテメールは繋がっており、モンテメールからJR芦屋駅のコンコースに行くことができます。 今後も駅周辺のバリアフリー化整備とともに、駅利用者の利便性も向上できるよう施設管理者等と協議・調整しながら取組を進めてまいります。
⑪	今回の市民意見募集は、「広報あしや」には募集の件名のみで、説明がなく、主権者たる市民に大いに意見・提案を出してほしいとの意欲の後退(欠如)を感じる。また、11件のテーマについて「個々の件名に応じて」募集しているが、「総論的な意見」も出しやすくしていただきたい。	D	市民意見募集の在り方につきましては、「広報あしや」では、多くの方に手にとってご覧いただけるよう、文字を大きくし写真を多用するなど視覚的な読みやすさの工夫に努めており、紙面では主だった項目の掲載にとどめ、詳細については市ホームページにてお知らせしているところです。各計画のパブリックコメント募集では、「広報あしや」で各計画の概要までお伝えするには相当な紙面スペースの確保が必要となるため、スマートフォンなどからも市ホームページへのアクセスが可能なQRコードを表示することにより、各計画の詳細のご確認とともに、パブリックコメントを送信いただける募集フォームを掲載し、ご意見をいただきやすいよう取り組んでいるところです。ご理解いただけますようお願い申し上げます。また、複数の計画に関連するご意見の受付につきましては、今後は、提出方法のわかりやすい説明を加えるなど、周知方法を見直してまいります。

2. 障がい者団体等へのヒアリング調査

(1) 調査概要

本構想の策定に向け、現在の課題や要望等を把握するために、高齢者や障がいのある方々にヒアリング調査を実施しました。

①実施日及びヒアリング対象

ヒアリング調査は、以下の各団体の方々に実施しました。

<実施日とヒアリング対象>

実施日	ヒアリング対象
令和2年1月24日（金）	芦屋市身体障害者福祉協会（2名）（○）
令和2年1月29日（水）	NPO法人芦屋市手をつなぐ育成会（3名）（△）
令和2年1月30日（木）	芦屋家族会（5名）（□）
令和2年1月30日（木）	芦屋市身体障害児者父母の会（4名）（◆）
令和2年2月12日（水）	老人クラブ連合会（1名）（●）

②調査内容

ヒアリング調査は、以下の項目について質問形式で実施しました。

調査項目	ヒアリング内容
J R 芦屋駅周辺地区の利用目的・利用状況	① J R 芦屋駅周辺地区を訪れる主な目的 ② J R 芦屋駅周辺地区を訪れる頻度 ③ J R 芦屋駅周辺地区の道路や歩道の通行のしやすさ ④ 駅周辺の施設（建物や道路など）の利用のしやすさ
J R 芦屋駅	① J R 芦屋駅へのアクセス（主に駅北側か駅南側のどちらか） ② J R 芦屋駅までの主な交通手段 ③ J R 芦屋駅の現状の問題点や今後の意見・要望 ④ 普段利用する市内の駅
市内の路線バス	① 主に利用する市内の路線バス ② 普段よく利用する路線バスのバス停 ③ 路線バスのバス停までの交通手段 ④ 路線バスについて、現状の問題点や今後の要望・意見
バリアフリーのまちづくり	① 「J R 芦屋駅南地区における市街地再開発事業等」への意見・要望 ② 市内でのバリアフリーのまちづくりを推進するにあたっての意見・提案

(2) 調査結果

【JR芦屋駅周辺地区の利用目的・利用状況について】

項目	主な意見
利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR芦屋駅を利用するため（大阪，神戸，三宮方面等への外出） ・ 駅周辺の商業施設，医療機関，金融機関，文化施設，スポーツ施設などを利用するため（駅南側の施設より駅北側の施設の利用が多い）
利用頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR芦屋駅 「通学で毎日」，「月2～3回程度」など ・ 駅周辺施設 「ほぼ毎日」，「週2～4回程度」，「月2～5回程度」など
課題や要望	<p>【道路，歩道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅南側から2号線へ出る道路（駅前線）が狭い（□） ・ 歩道がない道路（芦屋川沿い）や傾斜がきつい交差点（上宮川橋交差点）などがある（◆） ・ 歩道がないところは歩きにくい（△） ・ 駅の北側の歩道は狭く，段差や凸凹が多い（○） ・ ラポルテ本館・西館などの床が濡れると非常に滑りやすくなっている（□） ・ 駅北側の商店街には歩行者と自転車が交錯し危険な道路がある（△） ・ 一時的に停車する場所がないため，駅や駅周辺施設への車での送迎が不便（△，□） <p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エスカレーターやエレベーターが少なく使いにくい（◆，□） ・ エレベーターの稼働時間が決まっているので，始発や終電に乗れない（○） ・ エレベーターの稼働時間の延長が必要だと思う（◆） ・ エレベーターに音声案内がない（○） ・ 駅南側は駅北側に比べて賑わいが乏しい（□） ・ 商業施設の地下駐車場における車いす用の駐車スペースが商業施設の入口から非常に遠い場所に設置されている（◆） ・ 駐輪場が少ない（□，◆）

【JR芦屋駅について】

項目	主な意見
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の拠点からのアクセスが基本 ・ 駅南側より駅北側の施設の利用の方が多くことや，駅北側に停まる路線バスが多く利用されることなどにより，駅北側からのアクセスがやや多い
駅までの交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車（タクシーを含む）・路線バス・自転車・徒歩
課題や要望	<p>【駅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎等で利用できるロータリーを設置してほしい（●） ・ 駅南側にエスカレーターを設置してほしい（●） ・ 駅及び駅周辺との建物のバランスや周囲の景観との調和が求められる（△） <p>【駅構内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレに関して，「トイレまでの通路が狭い」，「おむつ交換ができるベッドが乳幼児用しかない」，「洋式便器の数が少ない」（□，◆） ・ 駅ホームにエスカレーターや転落防止柵が必要（△，□）
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR芦屋駅の利用が多いが，阪急芦屋川駅，阪神芦屋駅の利用もある

【市内の路線バスについて】

項目	主な意見
主な利用路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪急バスの利用がほとんど ・ それ以外では、市内の病院を結ぶバスやみなと観光バスの利用がある
主に利用するバス停	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅北側：水道橋、開森橋、仲池前、阪急芦屋川など ・ 駅南側：シーサイドセンター、緑町、潮芦屋中央など
交通手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徒歩
課題や要望	<p>【路線（阪急バス）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本数の少ない路線がある（△） ・ J R 芦屋駅で乗り換えず南北を周遊できる路線がほしい（◆） ・ J R 芦屋駅より北側を東西に走る路線や芦屋川より西側の路線を追加してほしい（●） <p>【バス停（阪急バス）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅北側のバス停のベンチはその配置に切れ目があり、そこに座っている人がいた場合、その人がバスを待っているのかどうかわかりにくい（△） ・ 1つのバス停に複数の系統が停まる所では、どのバスに並んでいるのかわかりにくい（△） ・ 同じ名前のバス停が複数あり、それらが互いに離れている場合がある（○） ・ バス停までの歩道で傾斜がきつく、歩きにくい所がある（□） ・ バスの接近情報がわかるバス停の設置が望ましい（△） ・ バス停に設置されている時刻表が夜間見えない場合がある（□） ・ ベンチや上屋の設置を希望するバス停がある（△、□、◆） ・ 一つのバス停に複数のバスが停車している場合は、本来の降車場所とは違った場所で降車することになるので、その場合はその旨を知らせてもらいたい（○） ・ 駅北側と南側に発着するバスをわかりやすく適切に振り分けてほしい（○）

【今後のバリアフリーのまちづくりについて】

「J R 芦屋駅南地区における市街地再開発事業等」についての意見・要望

項目	主な意見
事業全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高層の再開発ビルができるのは望ましくない。駅南側の道路の幅員を広げるなどにとどめておくべきだ（□） ・ 駅南側は市外からの入居者が多いので、すべての方が住みやすい街となるよう開発を行ってほしい（●） ・ 再開発事業の駅前広場や再開発ビルなどについて説明するときは、模型など手で触って確認することができるものがあるとわかりやすい（○） ・ 工事内容の周知などは、早めの情報提供が必要（○）
再開発ビル	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 芦屋駅北側で実現できない施設を整備し、その補完ができるとよい（◆） ・ 公益施設には、多世代交流ができる場所や集会所などの設置を希望する（△、◆） ・ 車いす用駐車場の位置や設置台数、エレベーターやトイレの設置などは、その動線を十分に考えて配置してほしい（△） ・ スマートフォンアプリの施設案内機能や地図情報などを利用している障がい者の方もいるので、再開発ビル内での移動等がスムーズにできる環境整備が必要（◆）
施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音声付き信号機を設置するなど、障がい者でも渡りやすい歩道等を整備してほしい（◆） ・ J R 芦屋駅と再開発ビルを結ぶデッキに、雨よけの屋根を設置してほしい（△、◆） ・ 多世代交流を図る仕掛けとして、駅ピアノを設置してほしい（△、□）

市内でのバリアフリーのまちづくりの推進についての意見・提案

項目	主な意見
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪急芦屋川駅は、一般車の駐車スペースがないため、路上駐車している車が多く、バスの通行等にも支障を及ぼしている (□) ・ 阪急芦屋川駅周辺の川側の道路の側溝に蓋が必要 (□) ・ 阪神芦屋駅のエレベーター近くに大きな水溜まりができ、特に視覚障がい者にとっては、それを避けることが困難 (○) ・ 街路樹の枝や根がでている箇所があり危険 (○) ・ 市立芦屋病院までの歩道は高低差が激しく、波打っている部分があり、車いすでの移動が困難 (◆) ・ 阪神打出駅は、連続立体交差することで渋滞緩和につなげてほしい (◆)
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳以上の若者が集えて、互いに交流できる場が必要 (◆) ・ 高齢者やパニック障がいのある人が、人ごみや騒がしい場所から離れて休憩できるようなパーソンスペースの設置 (□) ・ 災害時などに障がいのある人が避難可能な福祉避難所の整備 (□) ・ 一部の集会所等は玄関に段差があり、バリアフリー化が不十分 (◆)
情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆電話の設置場所の明確化 (△)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1箇所为重点的にバリアフリー整備を行うのではなく、複数箇所を同時にバリアフリー化し、市内全域で取り組むことが望ましい (●) ・ 心のバリアフリーの推進も必要 (□)

※記号 (○, △など) は、発言者の所属団体を示す。

(3) 調査結果を受けて

調査結果を受けて、本構想を策定するにあたって検討することが求められる項目は、以下のとおりに大別されます。

① 交通結節点としての機能の充実

市の南北に位置する病院，福祉施設，文化施設，及び各自の生活の拠点など市内全域への移動を円滑にするための交通結節点としての機能の充実

- ・路線バスの設備や運行状況などの利便性の向上
- ・主要道路の整備

② 道路・歩道や施設のバリアフリー化

- ・道路・歩道：道路の拡幅，歩道の設置，歩道勾配の緩和，舗装の見直し，音声案内付き信号機の設置など
- ・施設：エスカレーターや音声案内付きエレベーターの設置，エレベーターの稼働時間の長さ，多世代交流ができる場の創出など

③ 歩行者と自転車の動線分離

通行帯の分離検討，通行時間帯の制限，駐輪場の整備など

④ J R 芦屋駅のバス停の再配置

わかりやすさと利便性，安全性の確保

⑤ 車寄せスペースの整備

J R 芦屋駅への送迎などで使用可能な一時駐停車場の設置など

⑥ J R 芦屋駅のバリアフリー化の向上

エスカレーターや転落防止柵の設置，バリアフリースイールの機能充実など

⑦ 駅南地区における市街地再開発事業等との連携

- ・駅南北を考慮した全体的なバリアフリー化整備方針の検討，新たなスポットとなる「顔」の創出
- ・共生社会の実現や社会参画の促進に向けて，多世代交流を図るための市民の居場所となる施設の整備
- ・再開発事業の工事期間におけるバリアフリー化された経路の確保やその情報提供体制の充実

⑧ 緊急時・災害時の避難経路のバリアフリー化

緊急時・災害時の避難施設や避難経路におけるバリアフリー化の推進，それらに関する情報提供体制の充実など

3. まちあるきルートに関するヒアリング調査

(1) 調査概要

高齢者や障がいのある人を含めた利用者の方々とそれを管理する事業者や市職員と一緒に現地を歩くことで、現状のバリアフリーの問題点などを共通認識し、それを本構想に反映することを目的に、実際に現地を歩いて点検調査を行う「まちあるき」とその後の意見交換を行うための「ワークショップ」の開催を予定していました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、当初予定の「まちあるき」や「ワークショップ」に代えて、その参加者や参加団体の方を対象に「まちあるきルート」におけるバリアフリー上の課題等を抽出するためのヒアリング調査等を実施しました。

① 調査項目など

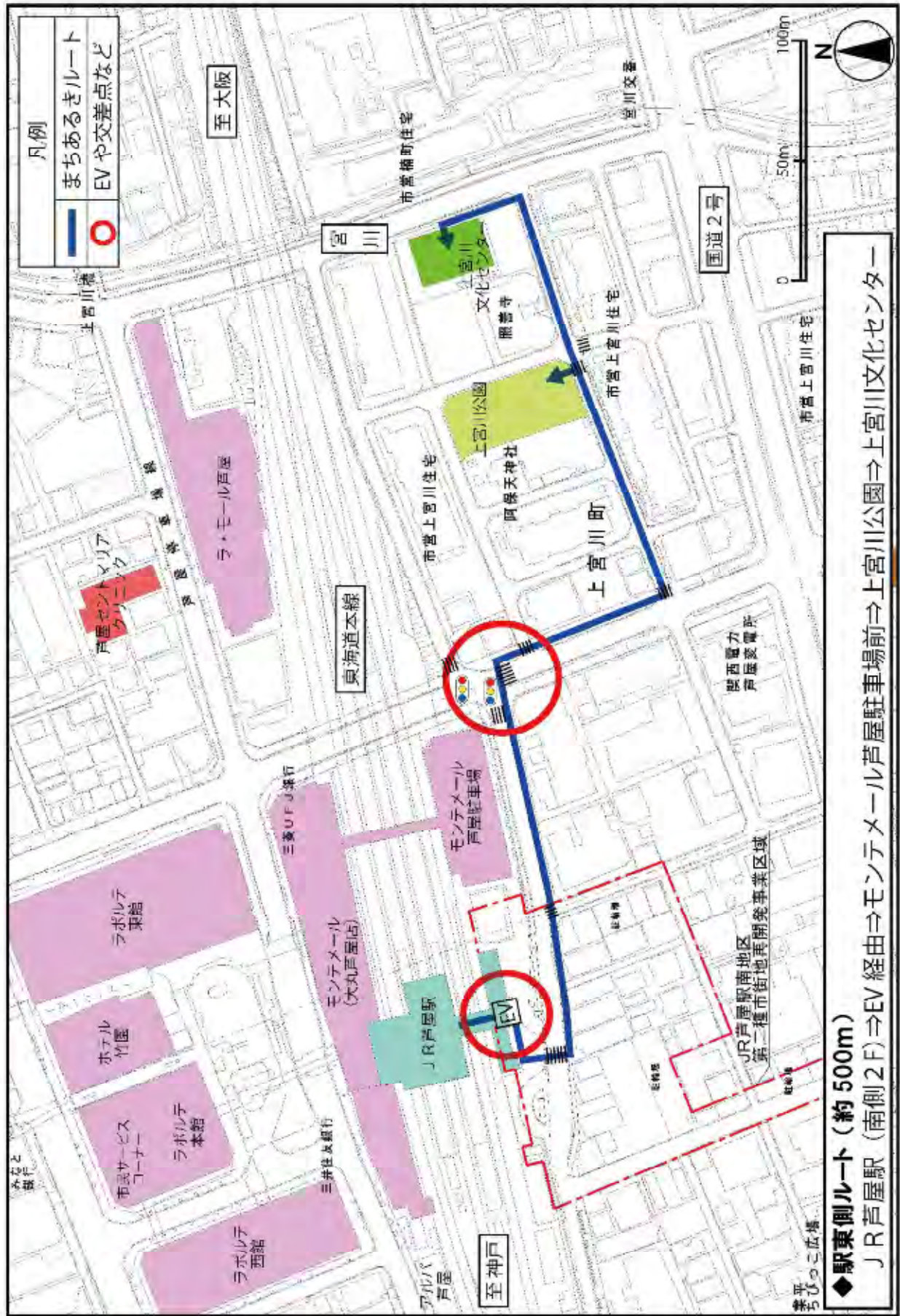
項目	内容
対象ルート 及び 実施日時	<p><u>(1) 駅東側ルート及び駅西側ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none">・実施日時：令和2年9月29日（火）午前10時～正午 令和2年9月30日（水）午前10時～正午 <p><u>(2) 駅南側ルート及び駅北側ルート</u></p> <ul style="list-style-type: none">・実施日時：令和2年9月29日（火）午前1時～午後3時 令和2年9月30日（水）午前1時～午後3時 <p>※都合が合わなかった方については、「10月5日（月）午前10時～正午」の時間帯で調査を別途実施しました。</p> <p><u>(3) その他：現地調査について</u></p> <p>身体障害者福祉協会会員の方に、市職員が同行する形での現地調査も、以下の内容で併せて実施しました。</p> <p>①駅南側ルート</p> <ul style="list-style-type: none">・実施日時：令和2年9月9日（水）午前10時～正午 <p>②駅東側ルート</p> <ul style="list-style-type: none">・実施日時：令和2年9月23日（水）午前10時～午前11時30分 <p>③駅北側ルート（一部）及び駅西側ルート</p> <ul style="list-style-type: none">・実施日時：令和2年9月28日（月）午前10時～正午
参加者	<ul style="list-style-type: none">・芦屋市身体障害者福祉協会・NPO 法人芦屋市手をつなぐ育成会・芦屋家族会・芦屋市身体障害児者父母の会・老人クラブ連合会・交通バリアフリー基本構想策定協議会委員・事務局（市職員及び株式会社オオバ（コンサルタント））

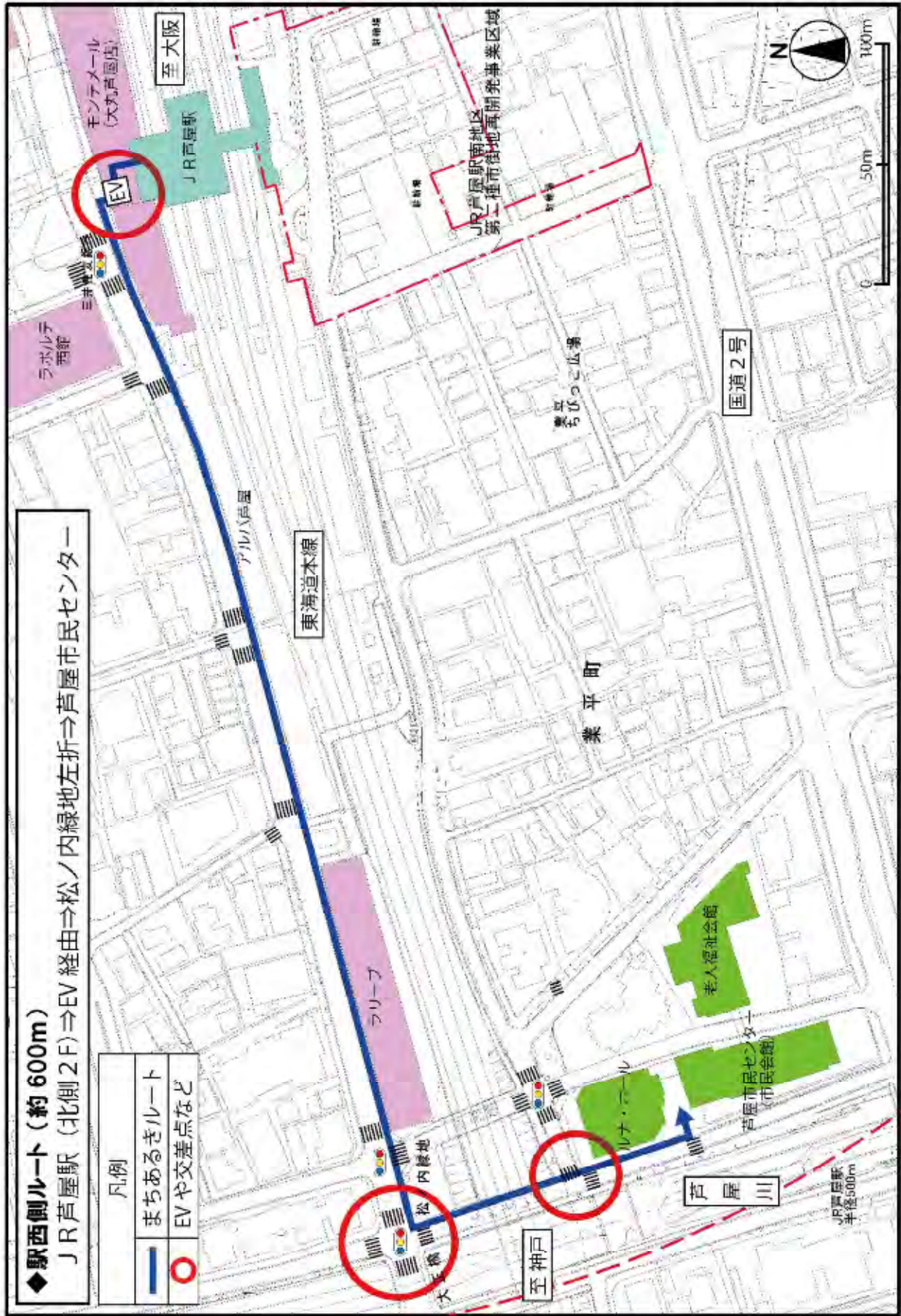
② 主なヒアリング事項

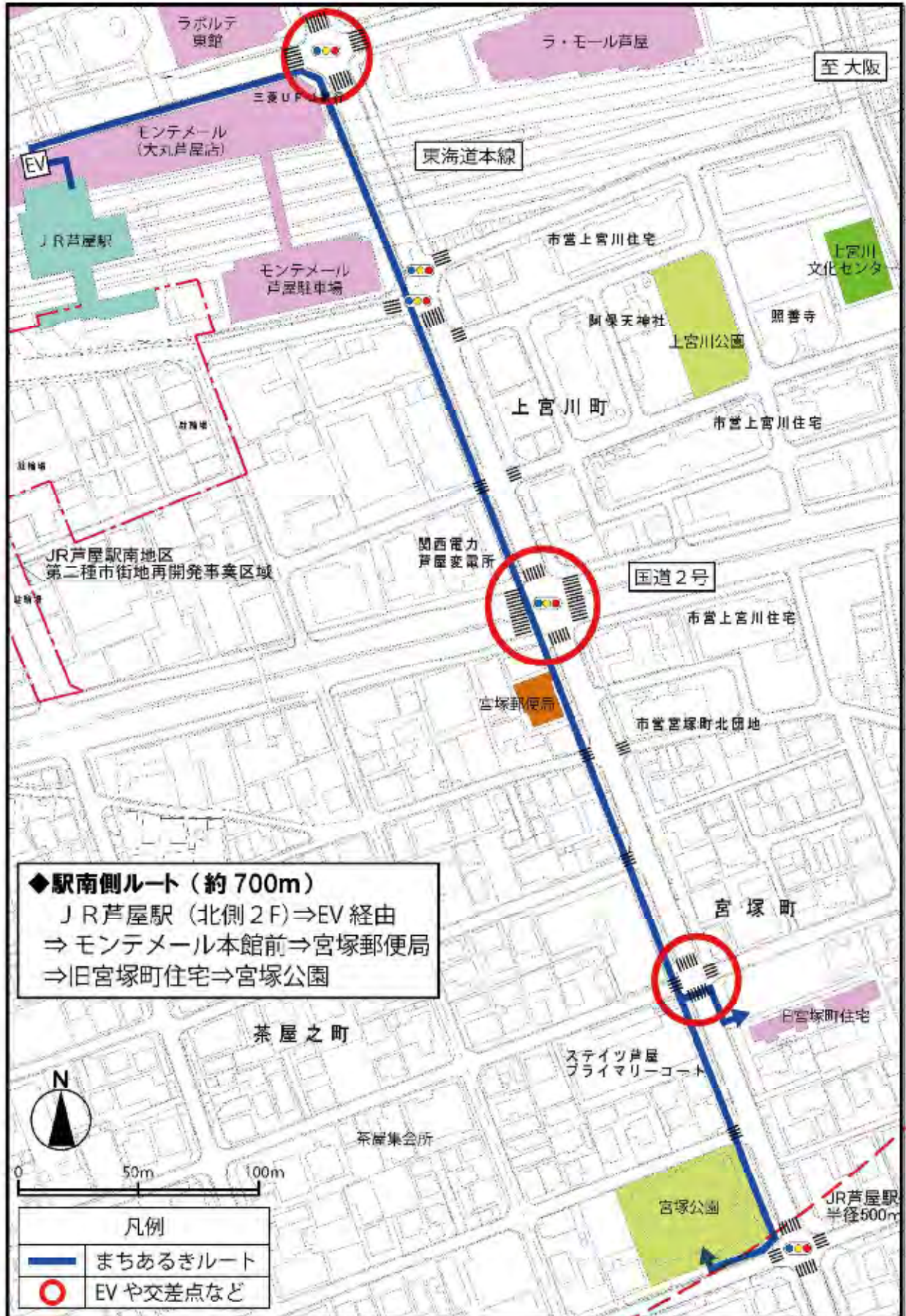
項目	内容
歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・幅員の大きさ ・段差の有無 ・勾配の大きさ ・舗装の状況 ・グレーチングの網目の大きさ ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置の有無など
交差点	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の有無 ・勾配の大きさ ・舗装の状況 ・グレーチングの網目の大きさ ・音声案内付き信号機の設置の有無 など
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・操作ボタンの場所やその仕様（浮き文字） ・音声案内の有無 ・エレベーターまでのアクセスのしやすさ など
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレの設置の有無 ・トイレまでのアクセスのしやすさ など
施設入口	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の有無，勾配の大きさ，舗装の状況など ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置の有無など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設等への案内（サイン）の有無やそのわかりやすさ

③ 対象ルート

次のページ以降に、ヒアリング調査の対象となるルートを示します。

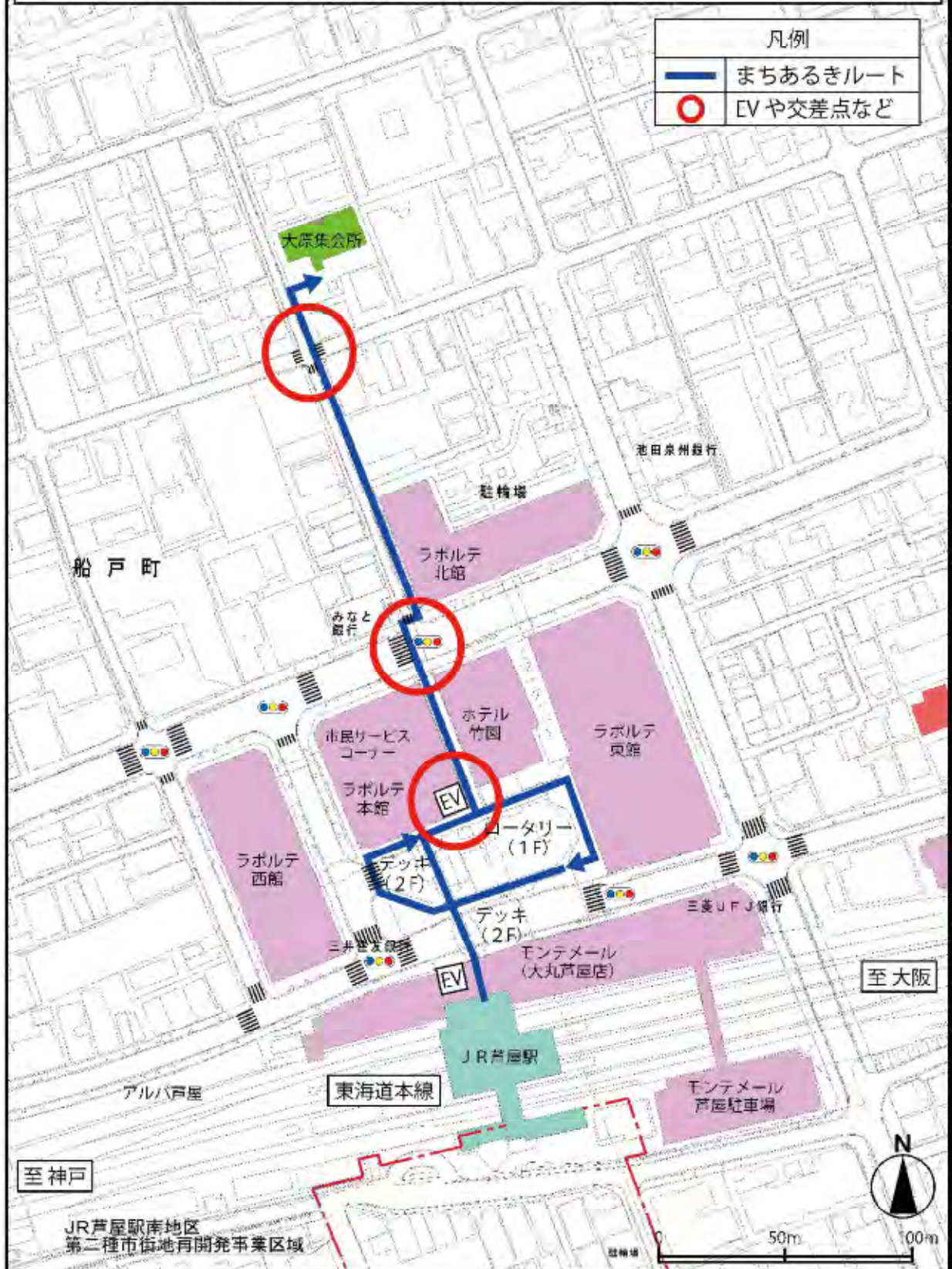






◆ 駅北側ルート (約 550m)

JR 芦屋駅 (北側 2F) ⇒ デッキ (2F) ⇒ ラポルテ東館 (2F) ⇒ ラポルテ本館 EV 経由
⇒ ロータリー (1F) ⇒ 大原集会所





ヒアリング調査実施風景



ヒアリング調査時の作成資料


(ヒアリング調査の内容及び該当箇所をルート図で確認しました)

(2) 調査結果

次頁にルート別の調査結果をまとめます。


A. エレベーター⇄横断歩道

- ・スロープが狭い
- ・車いすマークの意味が不明確 など



E. 市道 184 号

- ・白線が消えかかっている
- ・視覚障がい者誘導用ブロックがない




G. 上宮川公園

- ・入口に段差がある
- ・トイレや水飲み場がない など




J. 上宮川文化センター

- ・施設入口までのサイン表示が分かりにくい
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの色が識別しにくい




B. 横断歩道

- ・車が停車している
- ・舗装に凹凸がある など



I. 芦屋停車場線（県道）

- ・幅員が狭い
- ・視覚障がい者誘導用ブロックがない など




至神戸

至大阪



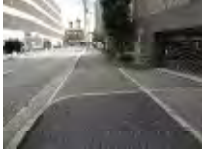
C. 市道 358 号

- ・幅員が狭い
- ・歩道上の電柱が通行の障害になっている
- ・視覚障がい者誘導用ブロックがない など



D. 市道 358 号

- ・幅員が大きく歩きやすい
- ・視覚障がい者誘導用ブロックがない など



F. 市道 354 号

- ・幅員が狭い
- ・舗装に凹凸がある など



H. 交差点

- ・グレーチングの網目が粗い
- ・横断歩道の表示がない など



C. 市道 359 号

- ・視覚障がい者誘導用ブロックがない
- ・グレーチングの網目が粗い
- ・幅員が狭い箇所がある
- ・勾配が大きい箇所がある

など



B. モンテメール

- ・店舗へのアクセスのためのスロープが未設置の箇所がある

EV A / モンテメール B

至大阪
JR 芦屋駅

A. EV (大丸側)

- ・音声案内がない
- ・エレベーター前の視覚障がい者誘導用ブロックが一部はがれている



D. 市道 216 号

- ・視覚障がい者誘導用ブロックがない
- ・歩道と車道の高低差が大きい箇所がある
- ・幅員が狭い箇所がある



E. 交差点

- ・音声案内付き信号機の設置を希望
- ・白線が消えかけている

ルナ・ホール

G. ルナ・ホール

- ・入口までの案内が分かりにくい



公民館

芦屋市民センター (市民会館)

H. 芦屋市民センター (市民会館)

- ・入口までの案内が分かりにくい



F. 横断歩道

- ・音声案内付き信号機の設置を希望



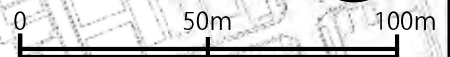
東海道本線

業平町

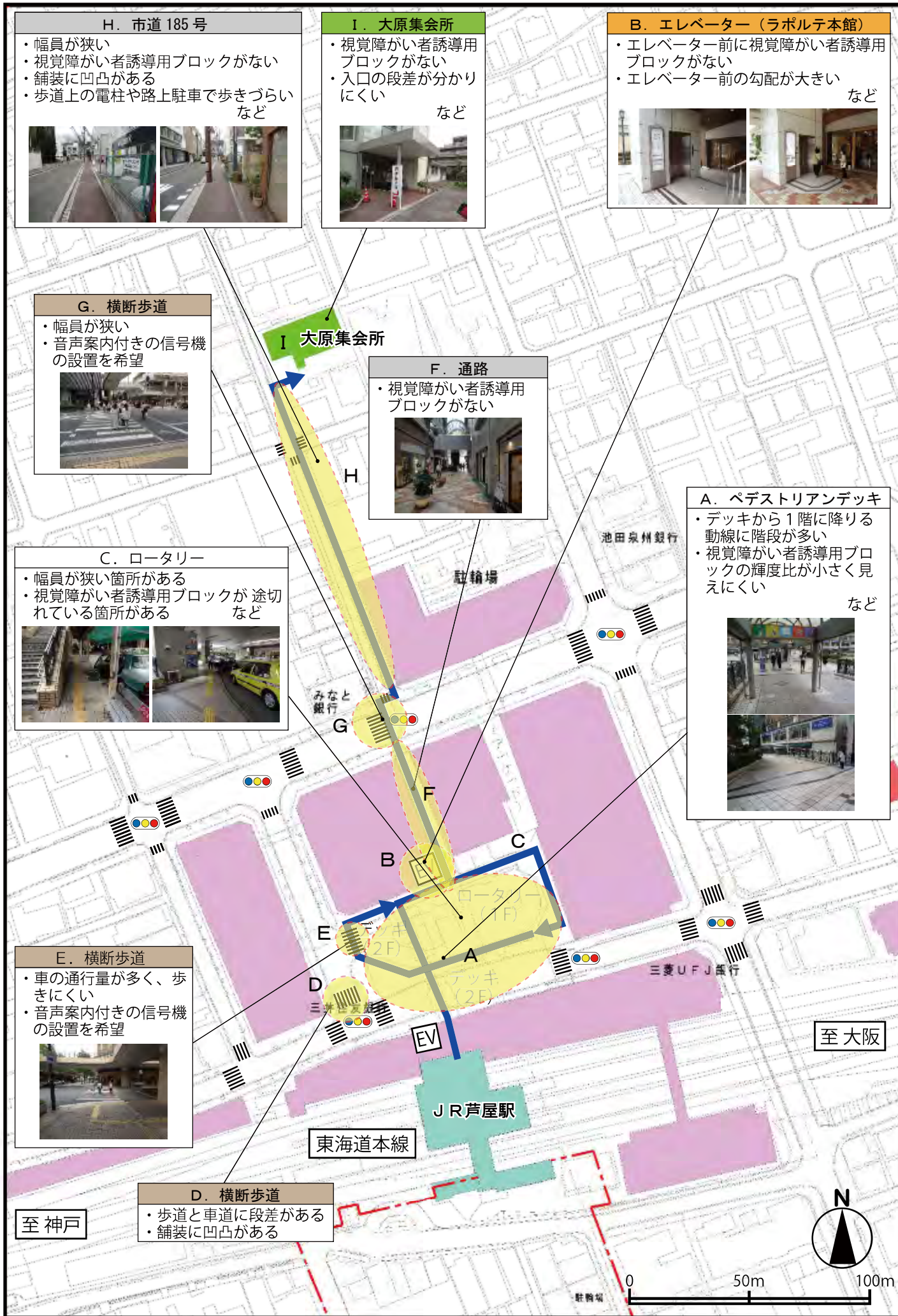
業平ちびっこ広場

国道 2 号

JR 芦屋駅南地区
第二種市街地再開発事業区域







4. 用語解説

【あ行】

用語	解説
移動等円滑化	高齢者、障がいのある人などの移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。
移動等円滑化基準	高齢者や障がいのある人などが、円滑な移動やその利用ができるようにするために国が定めた基準。
移動等円滑化促進方針 (マスタープラン)	「旅客施設を中心とした地区」や「高齢者や障がいのある人等が利用する施設が集まった地区」において定める面的・一体的なバリアフリー化の方針。 平成30年(2018年)施行の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により創設。
インクルーシブ 教育・保育システム	個別的配慮が必要な人と他の人が共に学び育ちあう教育及び保育のこと。 個別的配慮が必要な人が排除されないこと、自己の生活する地域において教育・保育の機会が与えられること、個人に必要な配慮や支援が提供されること等が必要とされている。
SDG s (エスディージーズ)	「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年の国連サミットで採択。 2016年から2030年までの15年間で世界が達成すべき目標を表し、そのために達成すべき17のゴールと169のターゲットを定める。また、スローガンとして「誰一人取り残さない」ことを掲げる。 特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」が本構想に関係する指標として考えられる。
音声案内付き信号機	主に視覚に障がいのある人が安全に道路を横断するために、歩行者用信号の青時間帯に音を出して知らせる信号機。

【か行】

用語	解説
共生社会	障がいのある人等の積極的な参加や貢献ができる社会のこと。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。
グレーチング	雨水の排水等のために、道路の側溝などに敷設される格子状の金属の蓋。
交通結節点	主に駅前広場やバスターミナルなど、複数の交通機関の乗り換えや乗り継ぎを行う場所。
勾配 (こうばい)	傾きのことをいい、一般的に「%」で表示される。 例えば、水平距離1mに対して5cmの高低差が生じている場合、勾配は5%となる。
合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

【さ行】

用語	解説
サービス介助士	主に交通事業者や小売業者において、高齢者や身体の不自由な人に対する正しい手助け・介助・サポートの方法を学ぶための民間の資格。ケアフィッターとも呼ばれる。
視覚障がい者誘導用ブロック	主に視覚障がい者が安全に移動できるように床面、路面等に敷設した点状又は線状の突起があるブロック。 点状ブロックには、電車のホーム側と線路側を判別するための内方線付きのものもある。
施設設置管理者	鉄道やバスなどの公共交通事業者、国道・県道・市道の道路管理者、公園管理者、建築主等を指す。
社会的障壁	障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの。施設面でのバリアだけでなく、慣例や制度におけるソフト面でのバリアも含む。

【た行】

用語	解説
多目的トイレ	車いす利用者、オストメイト使用者、乳幼児連れ、妊婦、高齢者等が利用可能な複数の機能を有したトイレ。
チェック&アドバイス制度	兵庫県福祉のまちづくり条例により、病院や商業施設などの多数の人が利用する施設について、県が登録する「福祉のまちづくりアドバイザー」をあっせんし、利用者目線から施設整備や管理運営に関して点検・助言を実施する制度。
低床車両（バス）	地上から床面までの高さが 65 cm以下であり、スロープ板や車いすスペースを 1 箇所以上設けているなど、移動等円滑化基準に適合するバス。 そのうち、床面までの高さが 30 cm以下であり、乗降口の段差を解消したバスをノンステップバスという。
特定建築物	多数の者が利用する建築物。例えば、学校・共同住宅・工場などがあげられる。
特定事業	基本構想における生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するもので、基本構想制度における主要な取組。
特定事業計画	基本構想に記載の特定事業の実施に関し、その関係者が単独で又は共同して作成する計画。
特定旅客施設	旅客施設のうち、1 日当たりの平均的な利用者の人数が 5,000 人以上であるもの。
特別特定建築物	不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障がい者等が利用する建築物。例えば、保健所・税務署・特別支援学校などが上げられる。

【な行】

用語	解説
ノーマライゼーション	年齢や、障がいの有無などにかかわらず、地域社会で普通に暮らせるようにすること。

【は行】

用語	解説
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを除去するという意味。段差解消などのハード面でのバリアの除去を指すこともあるが、障がいのある人の社会参画を困難にする社会的・制度的・心理的な全てのバリアの除去という広い意味でも用いられる。
バリアフリー対応型信号機	音響で信号表示の状況を知らせたり、押ボタンの操作により歩行者用信号の青の時間を延長したりすることのできる信号機。
バリアフリーマップ	多目的トイレの有無や通路の段差情報など、高齢者や障がいのある人向けの情報が表現された地図。
兵庫ゆずりあい駐車場制度	障がいのある人などのための駐車スペースの適正利用を進めるために、県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度。
P D C Aサイクル	Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことで、計画の継続的な改善を図るシステム。
兵庫県福祉のまちづくり条例	高齢者や障がいのある人を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するために、平成4年10月に制定した条例。 公共施設等が、高齢者等にとって安全かつ快適に利用できるような整備基準などを定めている。
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に知らせることにより、援助が得やすくなるマークのこと。
ペDESTリアンデッキ	主に歩行者と車両を分離することを目的に設置する、高架化した歩行者専用の歩道。

【や行】

用語	解説
有効幅員（歩道）	歩道及び自転車歩行者道の幅員から、縁石又は電柱、植栽帯などの路上施設を設置するために必要な幅員を除いた、実際に通過できる幅員のこと。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

【ら行】

用語	解説
路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、公共の用に供されるもの。例として、時間貸し駐車場や一時預かり駐車場が挙げられる。



芦屋市バリアフリー基本構想（JR芦屋駅周辺地区）

芦屋市都市建設部都市計画課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL (0797) 38-2073 FAX (0797) 38-2164

令和3年3月 作成